

令和5年第2回三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携交通分科会

提出資料

◎議案事項

- 1 議案第8号 三重県県税条例の一部を改正する条例案について 1

- 2 議案第9号 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する
条例等の一部を改正する条例案について 2

令和5年6月26日
総 務 部

◎議案事項

議案第 8 号

三重県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

地方税法の一部改正等に鑑み、自動車税、公示送達等についての規定を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) 自動車税

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、自動車税環境性能割の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げます。

(令和 6 年 1 月 1 日及び令和 7 年 4 月 1 日から施行)

自動車税 (自家用乗用車)

[現行] (令和 3、4 年度)

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030 年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020 年度燃費基準未達成



[改正案] (令和 5～7 年度) ※令和 5 年 12 月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	(令和 6 年 1 月～)	(令和 7 年 4 月～)
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030 年度燃費基準 85%達成～	2030 年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020 年度燃費基準未達成	

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行います。

※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行います。

(2) 公示送達

公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等をとることとします。

(地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日(※)から施行)

※令和 5 年 3 月 3 1 日から起算して 3 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

議案第9号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 特例措置の概要

県内の半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域において、特定の設備を新設又は増設した者に対して、事業税、不動産取得税及び県固定資産税の一部又は全部を免除するものです。

【特例措置（課税免除・不均一課税）の一覧】

※ 数字は免除割合

地域	税目	事業税			不動産所得税	県固定資産税		
		1年目	2年目	3年目		1年目	2年目	3年目
離島振興対策実施地域		課税免除			課税免除	課税免除		
半島振興対策実施地域		90%			90%	90%		
(参考) 過疎地域		課税免除			課税免除	課税免除		

2 改正内容

(1) 半島地域の特例措置

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、特例措置の対象から、過疎地域に係る措置の対象地区を除くとともに、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を、令和7年3月31日まで延長するものです。

(2) 離島地域の特例措置

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、特例措置の対象を、離島振興計画における産業振興促進事項に記載された区域（過疎地域に係る措置の対象地区を除く。）及び事業等に限るとともに、対象となる設備の新設又は増設の期限を、令和7年3月31日まで延長するものです。

3 施行期日及び適用期日

公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用します。